主要事業１

担当課：副首都推進局公立大学法人担当

担当者：谷口、柏倉、小林

直　通：０６－６２１０－８８８０

**大阪公立大学の主な取組み**

**◆事業目的**

○　令和4年4月に開学した大阪公立大学が、高度研究型大学として発展し、大阪の成長や府民・市民生活の豊かさを支える「知の拠点」としての役割を果たせるよう、都市課題の解決や産業競争力の強化を図り、産学官共創機能の整備や感染症研究をはじめとした取組みを推進する。

○　大阪公立大学の森之宮新キャンパスの整備及び既存キャンパスの集約化を順次、進める。

**◆事業概要**

「イノベーション・アカデミー構想」推進事業

○　「都市シンクタンク機能」及び「技術インキュベーション機能」を発揮し、都市課題の解決や産業競争力の強化に向けて、イノベーション創出を全学的に推進する環境の構築をめざし、産学官共創機能の整備を進めるとともに、脱炭素等の研究事業等に取り組む。

**・令和６年度当初予算額（案）　58,000千円** (企業版ふるさと納税制度を活用)

【大阪公立大学運営費交付金の内数】

感染症研究の推進

○　大阪公立大学に設置する大阪国際感染症研究センターにおいて、大阪・関西万博での感染症対策に寄与するため、感染症に関する様々な調査研究を行う。

大阪公立大学

○　感染症流行地域での動向調査や、研究力強化を図るBSL3感染動物施設のりんくうキャンパス内への整備を進める。

**・令和６年度当初予算額（案）　359,828千円**（大阪市も同額負担）

・大阪公立大学感染症研究推進事業 25,809千円　　　【大阪公立大学運営費交付金の内数】

・BSL３感染動物施設整備　　　　　　 334,019千円　　　【大阪公立大学施設整備費補助金の内数】

新大学学舎整備事業

○　令和7年（2025年）後期の開所にむけて、森之宮新キャンパスの学舎整備を進めるとともに、同キャンパス用地の購入等を行う。

○　同種分野の学部のキャンパス集約化に向け、阿倍野等の既存キャンパスにおける学舎整備を進めるとともに、工業高等専門学校については、大学との連携強化等のため、令和９年度（2027年度）の大学キャンパス（中百舌鳥）への学舎移転に向けた設計等を進める。

**・令和6年度当初予算額（案）　28,179,906千円**

（内、新大学学舎整備費用は、大阪市も同額負担）

森之宮キャンパスの完成イメージ

主要事業２

担当課：副首都推進局公立大学法人担当

担当者：出塩、丸山

直　通：０６－６２０８－８８７７

**大阪公立大学等授業料等支援事業**

**◆事業目的・概要**

○ 親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学を諦めることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学工業高等専門学校の授業料等の支援を令和２年度入学生から実施。（現行制度）

○　さらに、令和６年度からは、授業料等の完全無償化をめざし、所得制限及び資産要件の撤廃を段階的に実施する。（新制度）

**【令和６年度当初予算額（案）2,516,903千円】**

・高等教育修学支援事業費（国制度）320,640千円

・大阪公立大学等授業料等支援事業費（府制度）2,165,741千円

・高等教育無償化対応事務事業費等30,522千円

**【支援対象及び要件】**

＜対象の学生及び学年＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 新制度の対象学年 | ・大学4年（6年制の場合は4～6年）・大学院2年、法科大学院3年・高専専攻科2年 | ・大学2～4年（6年制の場合は2～6年）・大学院1･2年、法科大学院2･3年・高専本科5年、専攻科２年 | ・大学1～4年（6年制の場合は1～6年）・大学院1･2年､法科大学院1～3年・高専本科4･5年 |
| 現行制度の対象学年 | ・大学1～3年・大学院1年、法科大学院1･2年・高専本科４･５年、専攻科１年 | ・大学1年・法科大学院1年・高専本科4年 |  |

※高専専攻科は、令和７年度から募集停止（令和８年度 専攻科廃止）

＜支援の要件＞　　学生本人及びその生計維持者の府内在住、家計の経済状況（新制度で撤廃）、

在学時における学業成績　等

**【授業料等支援事業の拡充部分を含めた支援範囲・イメージ】**

＜支援の範囲＞　　入学料：282,000円(府内在住者)　授業料：535,800円

 ＊下のイメージ図は、保護者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族４人世帯の場合の目安

※１　大学院生は、国制度の支援対象外のため、上記の「国支援部分」についても「府支援部分」となる（博士後期課程を除く）
※２　国の制度改正（中間所得層への支援拡大）として約380万円～約600万円まで新たに1/4区分が設置される予定
　　　（令和６年度より）